

通報時に必要となる情報について

家畜保健衛生所(家保)に連絡した際は、家保から以下の情報を聞き取ります。お手元にメモ等を準備してからご連絡ください。

○聞き取り事項

【異常家きん発見鶏舎】

家保は、以下の情報を農林水産省に報告後、農場に立ち入ります。

- ①飼養羽数、日齢
- ②死亡羽数、衰弱羽数
- ③過去21日間の死亡羽数
- ④鶏舎のどの辺で死んでいたか

優先

【その他の全鶏舎】

以下の情報は、家保が農場に向かっている途中に準備してください。

- ①鶏舎ごとの飼養羽数
- ②鶏舎ごとの過去7日間の死亡羽数

その後

○注意事項

通報時には、死亡鶏を必ず保管しておいてください

通報後には、家保が農場に立ち入り、
死亡家きんと異常家きん、その他の家きんの状況を確認し、
異常が認められる家きん舎ごとに簡易検査を実施します。
死亡鶏を処分すると検査ができず、万が一の際の
発見の遅れ、他農場への感染拡大につながりますので
必ず死亡鶏を保管してください。

